

漁業経営維持安定資金について

【制度の仕組み、目的】

漁業経営の維持が困難となっている、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者が、県知事の認定を受けた漁業経営再建計画に従い、緊急に必要な固定化債務の整理等を行うために必要な資金の融通を円滑にするため、融資機関に対して県が利子補給を行う。
……利子補給を行うため貸付利率が安くなる。

【貸付条件】

業 種 区 分	償還期限	左のうち 据置期間
遠洋（以西底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「漁業許可省令」という。）第2条第2号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）又はかつお・まぐろ漁業（漁業許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）のうち総トン数20トン以上120トン未満の動力漁船によるものを主として営む中小漁業者に貸し付ける場合）	10年以内	3年以内
沿岸（以西底びき網漁業、遠洋底びき網漁業（漁業許可省令第2条第3号に掲げる漁業をいう。）、かつお・まぐろ漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船によるものを除く。）を主として営む中小漁業者以外の中小漁業者に貸し付ける場合）	10年以内	3年以内

【貸付対象者】（再建計画の受認資格者）

- 1 漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従事者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- 2 漁業を営む漁業協同組合（以下「漁協」という。）
- 3 漁業生産組合

【貸付限度額】

(1) 漁船漁業を主として営む者

使用する漁船の合計総トン数が30トン未満のもの

----- 40,000千円

使用する漁船の合計総トン数が30トン以上50トン未満のもの

----- 70,000千円

使用する漁船の合計総トン数が50トン以上100トン未満のもの

----- 120,000千円

使用する漁船の合計総トン数が100トン以上200トン未満のもの

	-----	150,000千円
使用する漁船の合計総トン数が200トン以上500トン未満のもの		
	-----	240,000千円
使用する漁船の合計総トン数が500トン以上のもの		
	-----	400,000千円
(2) 養殖業を主として営む者	-----	40,000千円
(3) 定置漁業を主として営む者		
大型定置漁業（定置漁業権の免許対象となっているもの）		
	-----	80,000千円
小型定置漁業	-----	40,000千円

【整理することができる債務】

- 1 返済期到来後未返済となっている債務
- 2 返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化しているとみなされる債務
- 3 その他の債務で、次に掲げるもの
 - (ア) 賃金、退職金の未払債務
 - (イ) 金融機関以外の者からの借入金
 - (ウ) 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
 - (エ) 県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金
 - (オ) その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務

【再建計画の認定基準】

- 1 申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものである。
- 2 申請者が再建計画を達成する見込みが確実である。

【再建計画の認定申請等】

例：農林中金、漁協以外から借り入れる場合

ア 再建計画の認定申請者は、認定申請者4部（正1部、副1部）を漁協に提出し、金庫には借入申込書と併せて漁協の意見を付した認定申請書の写し及び漁協が転貸できない旨の理由書を提出する。

なお、債務保証を必要とする場合には、「債務保証委託書」に借入申込書の写しを添付して協会に提出する。

イ 漁協は、認定申請書の内容を審査し、意見を付して所轄市町村長に3部提出する。

ウ 市町村長は、認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、意見を付して2部を所轄県広域本部長に送付する。

エ 県広域本部長は、その内容を審査し、適当と認めたときは知事に進達する。

オ 金庫は、借入申込書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは利子補給承認申請書に借入申込書の写しを添えて知事に提出する。

- カ 知事は、認定申請書等を受理したときは、関係機関に諮り、認定の諾否を行い、その結果を当該漁協を通じて認定申請者に通知するとともに必要がある場合には、金庫、協会、県漁連及び市町村に対してその旨通知する。
- キ 金庫は、これらの決定に基づき貸付決定を行い、借入申込者に通知する。